

一般競争入札公告

条件付き一般競争入札を行いますので、次のとおり広告します。

令和 6年 7月 9日

社会福祉法人和泉の会
理事長 岡部 陽子

1. 入札対象工事

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事名称 | 特別養護老人ホームいずみ新館大規模修繕工事 |
| (2) 工事場所 | 埼玉県児玉郡神川町大字上阿久原 567 |
| (3) 構造規模 | 鉄筋コンクリート造、地上 2 階 |
| (4) 建物用途 | 特別養護老人ホーム |
| (5) 延床面積 | 建築面積 2,228.42 m ² 、延床面積 3,630.05 m ² (内修繕対象面積 1,082.42 m ²) |
| (6) 工事概要 | 空調・建具、外壁改修等工事 |
| (7) 着工 | 令和 6年 10月 1日 |
| 完成引渡 | 令和 7年 2月 15日引渡 (諸官庁検査済証取得含) |
| (8) 入札予定価格 | 公表しない |
| (9) 設計金額 | 公表しない |

2. 入札日程等

- (1) 公 告 日：令和 6年 7月 9日 (火)
- (2) 参加資格申請締切日時：令和 6年 7月 19日 (金) 正午必着
- (3) 参加資格通知日：令和 6年 8月 9日 (金) 通知 (メール通知)
- (4) 設計図書等配布日：令和 6年 8月 19日 (月) 発送
- (5) 質疑書締切日時：令和 6年 8月 27日 (火) 午後 5 時必着
- (6) 質 疑 回 答 日：令和 6年 8月 30日 (金) 午後 5 時までにメールで回答
- (7) 入札日
 - ① 日 時：令和 6年 9月 12日 (木) 午後 2 時より
 - ② 入札場所：社会福祉法人和泉の会 いずみ熊谷 (埼玉県熊谷市平戸 212-1)
 - ③ 入札方法：入札書を封筒に入れ減封の上、入札箱に投函
 - ④ 開 札：入札後即開札

3. 入札に参加できるものの形態及び必要な資格

- (1) 「令和 5・6 年度の埼玉県への建設工事等競争入札参加資格者名簿」(以下「資格者名簿」という。)に建設一式工事の業種で登録されている単体企業 (共同企業体は不可)。ただし、入札日に埼玉県指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でない者で、建設業法に基づく建築工事業の許可を受けた本店が熊谷・本庄・秩父県土整備事務所管内にあること。
- (2) 入札日において神川町において指名停止処分を受けていない者。
- (3) 建設業法第 26 条に定める専任の主任技術者または管理技術者を配置することが出来ること。
- (4) 平成 28 年 4 月 1 日以降、老人ホーム等の社会福祉施設、医療施設等の建築工事を元請として受注し、完全に履行した経験を有する者。
- (5) 地方自治法 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (6) 入札参加募集要項の公告の日から入札を実施する日までの期間で、建設業法による営業停止などの処分を受けていない者。
- (7) 入札の参加者は当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (8) 対象工事にかかる設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。
- (9) 資格者名簿に登録された単体企業で、建築工事において資格審査数値が「830 点以上」の者で

あること。

- (10) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、更生手続き又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (12) 開札日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金が建築一式工事にあつては 1,500 万円未満、それ以外の工事にあつては 500 万円未満の場合はこの限りでない。
- (13) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (14) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

4. 入札参加資格申請

入札参加希望者は、第 2 項の指定日時までに会社名、住所、建設業許可番号、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレスと「入札参加希望」を明記の上、経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の数値が確認できる書類の写し、社会福祉施設等建築実績を証する契約書の写し及び入札参加資格の確認ができる書類の写しを付し、下記にメールにて申し込みを行い原本は速やかに郵送すること。

-申込書類提出先

宛名；社会福祉法人和泉の会 理事長 岡部陽子 担当者・本部長 岡部宇裕

〒360-0021 埼玉県熊谷市平戸 212-1

TEL:048-598-5470 メール:izkuma@oh-izumi.or.jp

-参加資格申請を送信後、受信の確認を電話にて必ず行うこと。電話での問い合わせは午前9時から午後5時までとさせていただきます。

-資格審査後、参加資格を認定した者にはメールで通知を行います。

-認定を受けたものであっても、入札期日において認定要件を満たしていない者は入札の参加資格を有しない

-提出された確認申請書及び確認書類は返却致しません。

5. 設計図書等設計図面、特記仕様書は現場説明会時に無償貸し出しする。

- (1) 貸出場所 埼玉県熊谷市平戸 212-1 社会福祉法人和泉の会
- (2) 貸出予定日 第 2 項の指定日に一式を郵送致します。

6. 現場説明会 なし

7. 現場見学会 希望者のみ対応致します。 ※こちらから日時を指定させていただきます。

8. 設計図書等に関する質問

- (1) 質問がある場合は、配付した質問回答書に質問を記載し、あらかじめ電話連絡のうえ、第 2 項の指定日時までにメールにより提出すること。質問文は PDF 又はワード形式で送付のこと。なお、質問書、質問内容（題名、説明要求内容）には特定の企業名や個人名は記入しない。
- (2) 質問者及び全入札参加者に対し、第 2 項の指定日時にメールにより回答する。

9. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、見積金額の 100/110 の額を記入した入札書を封筒に入れ、代表者印にて封印して提出の事。入札書の様式は入札説明書に示すものとする。
- (2) 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行う。
- (3) 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。(最低制限を下回った場合は再度入札ができない。)
- (4) 再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。
- (5) 再度入札は 2 回とする。
- (6) 入札の辞退は、入札前は辞退届を持参又は書留郵送にて、入札中には入札書に記して提出して行う。
- (7) 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (8) 入札者は入札時に身分証明書を提示すること。
- (9) 入札を公正に行うことができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。
- (10) 天災、地変その他やむを得ない事由により入札を行うことが困難なときには、延期し、又は取りやめることができる。
- (11) 入札時には、当法人の監事、理事、評議員等が立会うものとする。
- (12) 入札への参加は 1 社 1 名のみとする。
- (13) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

10. 最低制限価格 あり

11. 入札保証金 免除

12. 落札者の決定等

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低制限価格の 100/110 以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札額決定に際しては、入札書に記載された金額の 110/100 の額をもって請負契約金額とする。
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

13. 契約等

- (1) 本工事の契約は、本会の理事会での承認を受けた後とする。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱第 2 条に規定する入札参加停止措置を受けたものは、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (2) 契約書作成 要
- (3) 契約保証金の徴収は免除する
- (4) 一括下請契約を行わないこと。
- (5) 県等から指導があった場合はそれに従う事。

14. 契約約款の適用 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款による。

15. 支払いについて

令和 6 年度社会福祉施設等整備費補助金による支払いを基準とし、前払い金 10%、部分払い 30%、

完成払い残額を目安として協議の上決定する。

16. 特記事項

工事完成保証については、「工事履行保証証券」を使用すること。落札者は、設計図書及び現場状況を十分に把握した上、落札日以降 10 日以内に工事費明細内訳書、工程表並びに施工計画書を提出すること。契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うこと。

誓約書を提出すること。設計図書は、入札日に返却すること。落札者は、後日近隣住民説明を実施し、工事期間中の安全対策等について説明すること。埼玉県からの指導があった場合は、それに従うこと。

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札者の押印のないもの
 - (イ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (ウ) 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書による入札
 - (エ) 金額の訂正のある入札書による入札
 - (オ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (カ) 代理人で委任状を提出しないものがしたもの
 - (キ) 2 以上の入札書を提出した者がしたものの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - (ク) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (ケ) その他公告に示す事項に反した者がした入札

以上